

令和5年度（2023年度）第6回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年11月6日（月）午後1時30分開会

場 所：かでの2・7 10階 1070会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第6回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長の1名、オンラインでの出席が8名、合わせて9名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議会の運営につきましては、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料3-1、資料3-2となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は3件で、いずれも本日が1回目の審議となります。

議事（1）は、（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。水色の図書で、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。

議事（2）は、（仮称）黒松内町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。緑色の図書で、こちらもジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。

議事（3）は、（仮称）北海道石狩市洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄い赤色の図書で、住友商事株式会社の事業です。

いずれも、事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告の後、皆様にご審議をいただく予定としております。

それでは、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしくお願いたします。

早速ですが、これより議事（1）に移らせていただきます。

本日が1回目の審議となります（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、宗谷丘陵南風力発電事業の概要について説明しますので、水色の図書と資料1-1及び資料1-2をご用意ください。

事業者はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社であり、本審議会には9月21日

付で諮問をさせていただいております。縦覧期間は9月13日から10月16日まで、一般意見の募集も同じく10月16日まででありまして、知事意見は令和6年1月31日を期限として求められております。

なお、本事業については、絶滅が危惧されているサケ科魚類のイトウの国内で残された最後の健全な生息域、特に産卵床が集中する区域に計画されており、公益財団法人日本自然保護協会がイトウへの影響は甚大であり、事業は行うべきではないなどとする意見書を9月27日付で事業者等に提出したことをホームページで公表し、さらに、国立環境研究所の主幹研究員が事業により予想されるイトウへの影響について解説するとともに、自然保護協会が意見書の中で提起した問題点についての補足説明を10月13日にホームページで公表したことを北海道新聞が10月15日（日）の第1面で報じております。

また、10月27日には、日本生態学会北海道地区会がイトウの生息を支えている区域であることなどを理由として風車の建設中止を求め、計画の再考を要望する意見書を事業者等に送付したことをこちらホームページ上で公表しております。

これらの意見も踏まえ、これからの事業概要の説明を聞いていただければと思います。

それでは、図書に移らせていただきます。

まず、4ページをご覧ください。

事業内容についてですが、本事業は、単機出力4,200キロワットから6,000キロワット級程度の風車を最大59基設置するもので、総出力は最大35万4,000キロワットを想定しております。

次に、事業実施想定区域についてです。

6ページをご覧ください。

図内の中央の赤色の実線で囲まれた箇所が事業実施想定区域になりまして、破線部が輸送路の利用が想定される範囲となっております。こちらの区域の設定方法ですが、14ページのフローに従ってエリアを絞り込んでいっているということです。その絞り込みの過程は、ページをめくりまして、17ページから25ページに図で示されております。

次に、32ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域周辺における他事業についての図ですが、区域の周辺には、既に稼働中の天北ウインドファーム、評価書手続まで進んだ事業が5件、手続中の事業が5件存在しており、そのうち、宗谷管内風力発電事業と猿払村及び浜頓別町における風力発電事業と区域が重複しているという状況です。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、水環境の状況についてです。

48ページをご覧ください。

こちらは河川の状況を示している図ですが、区域周辺には、猿払川や声問川、サロベツ川がありまして、区域内にはそれらの支流が存在しております。

続きまして、動物についてです。

66 ページをご覧ください。

こちらでは、生物多様性の観点から重要度の高い湿地や KBA が区域と重複していることが分かります。また、めくりまして、70 ページの下の図を見ますと、海ワシ類やノスリの分布、渡りの経路との重複が見られております。

ぱらぱらめくって申し訳ないのですが、77 ページの左上にある環境省の EADAS のセンシティブティマップを見ますと、事業実施想定区域及び周辺のメッシュが注意喚起レベルの A3 と B になっておりまして、左のページを見ますと、区域の北部が集団飛来地のランク 1 と重複していることが確認できます。

次に、植物についてです。

82 ページから 86 ページにかけては現存植生図が、また、87 ページから 87 ページにかけては植生自然度が示されています。これだけでは分かりにくいかもしれないので、99 ページにある植生自然度の 9 と 10 を抽出した図を見ていただきますと、区域内に植生自然度 9 以上が広く分布していることが確認できます。

なお、特定植物群落や鳥獣保護区とは離隔距離が取られているという状況です。

次に、102 ページをご覧ください。

こちらは重要な自然環境のまとまりの場の図になりますが、区域内には、先ほども説明しましたように、KBA と生物多様性の観点から重要度の高い湿地があるほか、左上の区域外には保護林が存在していることが分かります。

次に、景観についてです。

ページが飛びまして、271 ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の位置を示す図でありまして、紫色の部分が風車の可視領域となっております。区域西部を中心に眺望点が存在しており、東部については文献や関係機関へのヒアリング等からも追加すべき情報は得られなかったことを Q&A にて確認しております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

2 枚めくりまして、274 ページをご覧ください。

先ほどの主要な眺望点と同じ地点も一部ありますが、9 地点が選定されております。

またページが戻りまして、184 ページをご覧ください。

こちらは保安林の指定状況についてです。ほぼ全域が保安林となっております。豊富町の区域が土砂流出防備保安林で、左下を除いた稚内市及び猿払村の区域が水源涵養保安林となっており、大部分を占めていることが分かります。

地域の概況については以上となります。

続きまして、204 ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定の表ですが、今回の項目としては、騒音、超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場となっており、選定理由については、隣のページに記載されているとおりとなります。

まず、騒音の調査、予測及び評価結果ですが、215 ページに予測結果が示されており
ます。これは配慮が特に必要な施設の位置を整理した図ですが、発電機を設置する箇所から
2キロメートルの範囲に、医療機関が1か所、住宅が256戸含まれています。

めくって、218 ページには評価結果が書いてありますが、1キロメートル以上の離隔距
離が確保されていること、今後の環境影響評価結果を踏まえた発電機の配置検討の余地が
確保されていることから、重大な影響の回避または低減が可能であると評価しております。

また、風車の影についても同様の評価を行っております。

次に、陸域の動物については246 ページに記載があるのですが、こちらは修正版が示さ
れているので、資料1-2の別添資料⑦をご覧くださいと思います。3枚目の裏側で、
11 ページ目になります。

こちらを見ていただくと、既存資料による調査では、動物の重要種や注目すべき生息地
への影響が予測されているため、方法書以降の手続では現地調査により生息状況を把握す
る、水域に生息する種については、工事で発生する濁水や土砂による影響についても考慮
し、影響予測を行うこと、海ワシ類は、環境省の最新の手引を参考に調査を実施し、生息
状況を把握する、KBA や生物多様性の観点から重要度の高い湿地は、工事による直接改変
に加え、水質等への影響、当該区域に生息する重要種の分布状況を適切に把握した上で土
地改変及び樹木伐採の最小限化等の環境保全措置を実施するとしています。

次に、植物についてです。

255 ページをご覧ください。

植生自然度9及び10が区域内に存在し、直接改変による影響を受ける可能性があるた
め、現地調査や航空写真の判読等により植生の現況を把握し、重要種や重要な植物群落を
可能な限り回避し、土地改変及び樹木伐採の最小限化、重要種の移植等の環境保全措置を
実施するとしております。

なお、生態系についても同様に留意することとしております。

次に、景観についてです。

271 ページをご覧ください。

こちらは先ほども見ていただいた図になりますが、紫色の部分のとおり可視領域が示さ
れておりまして、垂直視野角が沼川みのり公園で最大となり、2.6度と予測しております。

評価結果としましては、風車を視認できる可能性が高く、事業の実施による主要な眺望
景観への影響の可能性があるので、フォトモンタージュ等により眺望景観への影響を予測
し、風力発電機の配置の再検討などの措置を検討することで重大な影響の回避または低減
が可能であるとしております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

275 ページをご覧ください。

区域内にはないため、直接的な改変を受ける可能性はないと予測されています。また、
現段階では事業の熟度が低く、風車の配置等が定まっていないほか、現地調査をしていな

いということもあるので、予測が簡易的で不確実性を伴うものであるとし、方法書以降で現地調査を実施して利用環境状況を適切に把握するという事です。

事業概要については以上となります。

次に、1次質問とその回答について、資料 1-1 を用いて説明いたします。

まず、1 ページの質問番号 1-3 をご覧ください。

こちらでは、自治体や住民との相互理解の促進方法などについて伺いました。これに対して、事業者からは、住民との相互理解のため、アセス手続に限らず、事業検討の各段階で、関係自治体、地元の環境保全団体等との協議、及び、住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進する、今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めていきますとのことです。

次に、2 ページの質問番号 2-4 をご覧ください。

こちらにて、事業実施想定区域の全域が他事業と重複していること、周辺にも既設や計画中の事業が複数存在しており、累積的影響が非常に関わってくる地域であることから、そうした地域に事業を計画すること自体についての考えや、他事業との現在までの協議状況を伺っております。これに対して、事業者からは、生活環境に係る累積的影響については、隣接する方法書以降の段階にある事業の区域から2キロメートルの範囲を計画地から除外することに加え、事業区域の絞り込み、調査結果を踏まえた風車の配置検討などにより、重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと考えている、また、自然環境に係る累積的影響については、現時点では知見が乏しく、配慮する距離等を示す明確な指針等が存在しないものと認識している、今後は、累積的影響に関する知見を可能な限り収集しつつ、事業検討を行うことで、累積的影響による重大な影響の回避、低減が行えるものと考えている、なお、事業地が重複する配慮書段階の事業については、具体的な事業計画を考慮した区域の絞り込みが行われる前の段階であると考えられることから、今後の手続においてほかの事業者とも情報交換を行いつつ、検討を進めていく方針とのことです。

続きまして、4 ページの質問番号 3-12 をご覧ください。

こちらでは、猿払村の水道水源について、事業実施想定区域内の保安林でもある尾根に源頭を持つ河川を取水地点とするものが2か所ある、風車の設置位置は、通常、尾根を中心に検討され、ヤードのほか、管理道路などにより土地改変が生じるものと考えますが、事業実施想定区域の設定により、水道水源集水域の保安林の機能、保水力や取水量への影響をどのように考えているのかを伺いました。これに対して、事業者からは、水道水源集水域の改変に伴う保安林の機能、保水力及び取水量への影響については、林野庁の指導に基づいて適切に対処する方針である、本事業では水道取水点及び取水点上流の河川の直接改変を避けることで影響を回避する方針だとのことです。

次に、5 ページの質問番号 3-19 をご覧ください。

こちらでは、区域のほぼ全域が保安林に指定されていることに対して、どのような環境

保全措置を検討しているのかを伺っております。これに対して、事業者からは、現時点では、土砂流出防備保安林について、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の変量を可能な限り抑制することにより、影響を回避または極力低減できるよう検討し、水源涵養保安林については、調整池等の代替施設のみではカバーできない可能性も踏まえ、水源涵養保安林の指定解除面積が一定の要件を超える場合等には転用する面積以上の保安林を別に代替として確保する方法を検討しているとのこと。

続きまして、その下の質問番号 3-20 をご覧ください。

サロベツ原野を流れるサロベツ川の上流域が区域内に含まれていることから、本川の集水域の変更により下流域への影響はないのかを伺いました。これに対して、事業者からは、変更が想定されるサロベツ川上流域からサロベツ湿原までは 20 キロメートル以上の流路長があること、濁水・土砂流出対策等は、アセス手続をはじめ、林野庁の指導等に基づき適切に対応する予定であることから、サロベツ湿原への影響はないと考えているとのこと。

次に、めぐりまして、6 ページの質問番号 4-12 をご覧ください。

こちらでは、イトウについて今後の手続の中で対応すると示されていますが、イトウの再生産河川は極めて限定されている中で、その貴重な場所が集中しているこの地域で事業を計画することについて、そもそもどのように認識しているのか、また、専門家からイトウの産卵確認についての意見が出ていますが、図書作成に当たり本意見に関連する文献等は確認しているのかを伺いました。これに対して、事業者からは、当該地域ではイトウの産卵床が確認されていること、イトウは、産卵後、長期間にわたって河床に残留するため、工事時期の調整では影響の回避が難しい種であることを承知している、また、イトウに係る保護団体との面談にてコメントをいただき、当該地域の一部の河川がイトウにとって重要な地域であることも承知している、その一方で、風力発電事業では、基本的に、尾根部を主体として変更すること、工事用道路等は可能な限り林道や林業作業道等の既設道路を活用する計画であること、変更部での土砂流出防止対策の実施等から、本事業計画の検討において影響を回避または低減する余地が十分にあるものと考えている、今後の事業計画の検討に当たっては、専門家をはじめ、地元の保護団体と協議を行いつつ、適切な調査計画を検討するとともに、影響の回避・低減措置を講じていく方針である、さらに、配慮書作成段階におけるイトウの産卵床に関する情報は、専門家からの助言のみであり、文献については現時点では確認していない、配慮書段階における専門家への意見聴取は、文献調査での把握が不十分である内容について聴取する目的で実施しており、文献調査で把握し切れないイトウの産卵河川に関する情報を補完できているものと認識している、なお、文献調査についても引き続き実施してまいるとのこと。

以上、簡単ですが、1 次質問とその回答についての説明とさせていただきます。

なお、本案件は 2 次質問まで行い、次回、答申文（案）の審議をお願いしたいと考えております。委員の皆様には審議の後にメールにてご連絡をさせていただきますので、ご質

問やご意見をいただけると幸いです。

それでは、ご審議のほどをどうぞよろしくお願い致します。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項等がありましたらお願いいたします。

○澁谷委員 どの項目に該当するのかがよく分からないのですが、既設の林道がどのくらいあるかが分かる図はあまりないですよ。多分、工事用、あるいは、管理用の道路が結構長い距離で新設されるのではないかなと思うのですが、今のところ、林道から出る濁水あるいは土砂を完全に抑える技術はないのが現実です。特に猿払にはイトウが繁殖している重要な河川があるということで、多分、産卵床には小さな土砂の流出でも相当大的な影響を及ぼす可能性があると思うので、道路だけではなく、風車の敷地も含めて、濁水や土砂の流出を抑えるための具体的で効果的な技術が非常に必要になると思います。その辺について具体的にどう考えていらっしゃるのかを次の質問で聞いていただければと思います。今のところ、完全に濁水や土砂を抑えるような技術はなく、もしかしたら大きな影響を及ぼす可能性もあるのかなと想像するので、よろしくお願い致します。

○事務局（道場主任） 今の件について承知いたしました。いただいたご意見の内容について、2次質問で事業者に対して質問してみようと思います。質問を投げかける前に改めて文章等を確認していただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○露崎会長 そのほか、ご意見やご質問等をよろしくお願い致します。

○先崎委員 今の澁谷委員の質問のところで私もちょっと気になることがあります。

濁水を止めることが 100%無理だとなった場合には、どのくらいの濁水の程度であればイトウに影響がないのかを証明することが大事だと思うのです。そこで、そこまでやる必要があるのではないかと聞いていただきたいと思います。

○事務局（道場主任） どの程度の濁水であれば影響がないかということですね。そちらも先ほどの質問と併せて2次質問をしていきたいと思います。事前に内容を確認していただければと思いますので、ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

○先崎委員 関連ですけれども、仮に意外と水が濁ってしまって影響の回避が難しいとなった場合にはどういった措置になるのでしょうか。基数が削減されるのか、そういうことを考えずに進めていくのか、どういう形になるのですか。

○事務局（石井課長補佐） 事務局の石井でございます。

今の手続の段階は配慮書で、配慮書というのは、事業は大体ここら辺でやるよということを示して、それについての影響を見ていくものとなります。

○先崎委員 だから分からないのですよね。

○事務局（石井課長補佐） はい。要するに、今後、風車の具体的な配置計画が固まってくれば、具体的にどうなのかというのが見えてくるということです。しかし、今の段階では、イトウに関する質問の事業者回答にもありましたように、まだ計画の中で対応が可能な部分があるという事業者の見解もありますので、まずは配慮すべきところをきちんと考

えなさいということになると考えております。

○先崎委員 もう一つあって、専門家の意見ではオジロワシなど猛禽類がたくさん出てきているのですけれども、図書の277ページの総合的な評価の動物の方法書以降の手續等において留意する事項のところには一切書いていないので、オジロワシなどにも配慮したほうがいいのではないかと聞いていただきたいと思います。

○事務局（道場主任） そうですね。イヌワシ、クマタカ等の「等」に入っているということかもしれないのですが、オジロワシとオオワシについての記載が確かに見られないので、こちらについてどうしていくのかを2次質問で確認してみたいと思います。

○先崎委員 よろしくお願ひします。

○事務局（道場主任） こちらからも確認したいことがあるのですが、今のご意見は渡りと繁殖しているものの両方について確認するという事でよろしいでしょうか。

○先崎委員 そうです。オオワシは渡りと越冬で、オジロワシは繁殖と渡りと越冬の全部がいるので、いずれも確認したほうがいいのではないかと思います。

また、表がありましたよね。渡り鳥かどうかという質問も出ていましたけれども、あれはオジロワシ以外にも結構めっちゃくちゃな印象を受けました。ウミガラス、ウミスズメ、エトピリカは渡りが多数派ですし、オオコノハズクもほとんどが渡りですので、この辺は全体的に見直していただいたほうがいいのではないかなと思います。

○事務局（道場主任） 質問番号4-9、図書の232ページの表ということですか。

○先崎委員 そうですね。

○事務局（道場主任） 分かりました。ほかの種についても確認が必要だということですね。こちらでも改めて質問をさせていただきたいと思います。後ほどメール等にてこの種でどうですかということを確認させていただければと思います。

○露崎会長 それでは、そのほかにご意見やご質問、確認事項等をよろしくお願ひします。

○北委員 多分、澁谷委員のご意見に重なると思います。

質問番号4-12の回答で土砂流出防止対策の実施等からということを書かれているのですが、その具体策を述べていただかないと産卵床を守ることはできないのではないかなという気がしたので、それを具体的に聞いていただきたいなと思いました。

○事務局（道場主任） 土砂流出防止対策について強めに具体的に確認してみたいなと思います。2次質問への回答を見てまたご意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○澁谷委員 水源涵養保安林に関する質問に対して、代替地で十分な面積を用意するというような回答があったと思います。水源涵養機能を定量的にはかるのはなかなか難しいですが、やはり連続した森林とその土壌構造を破壊するということが問題なのであって、別の場所に森林があるからいいということでは当然ないので、まず、その認識をしっかりとしてほしいなと思います。

また、水源涵養機能になるべく影響を及ぼさないといいますが、影響を小さくするためには、どうしてもできてしまう裸地状の場所の面積を小さくする、あるいは、工事において土壌を固めてしまうような行為をできるだけ避けることが重要だと思うので、そこに関しての認識をお聞きしていただければと思います。

保安林に関しては、水源涵養だけではなく、より重要な土砂流出防備保安林もあるので、できるだけ森林の状態を改変しない技術といいますが、工事の仕方が必要だと思っていて、その認識を次の質問で聞いていただければと思います。

○事務局（道場主任） 多分、質問番号 3-19 に関連する質問になると思うので、代替保安林の部分をどのように認識しているかということ、また、改変しない、回避する対策が最優先されるべきではないかということについて、1 次回答にさらに突っ込んでいく形で確認してみたいと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○大原委員 教えていただきたいのですが、資料編の資-1 というものが後ろのほうにあって、既存文献のところの 35 番が北海道環境データベースとなっていますよね。これは、例えば、昆虫であれば、検索をかけたときに 35 番に昆虫のリストがずらっと出てくるのだと思うのですが、どういう検索をかけてこれが選ばれたのかというのはどこかに書いてあるのでしょうか。

○事務局（道場主任） 資料編の既存文献（動物）の 35 番の北海道環境データベースのことでよろしいでしょうか。

○大原委員 そうです。

○事務局（道場主任） こちらは道において作成しているデータベースですが、過去の文献や調査報告書を集約して、そこに出てきている情報を網羅的に載せているものになりますので、かなり古い情報なども出てきている可能性はあります。最新のものを反映しているというより、過去にこういう情報があったというのを載せているデータベースになります。

○大原委員 検索条件には、地域を限定するなど、いろいろあると思います。そうしないと北海道の全部の種類が出てきてしまうことになりますよね。

○事務局（道場主任） 全道で検索することも可能ですが、たしか振興局ごとに絞れたはずです。

○大原委員 例えば、10 キロメートルメッシュなど、いろいろとあると思うのですが、それはどこかに書いてあるのでしょうか。ちょっと見つけれなかったもので、もしそれが分かればというのが一つです。

それから、もし振興局レベルだとすると、相当ラフなリストになっているなど感じます。実は、昆虫の場合、31 番、32 番、33 番はゴミムシだけなのですよね。ですから、このエリアにおいてゴミムシ以外の昆虫の情報はほとんどないという認識でいいと思うのですが、そうすると、これが初めての調査みたいな状況になります。私たちはその調査結果を

見てきちっと評価するという手順になるわけですので、相当注意して調査をしていただかないといけないかなと思います。道北は未調査地域だと考えていますので、その点はかなり配慮していただければと思います。

○事務局（道場主任） 道北が未調査地域であることについて質問をし、認識を伺うことは可能かと思っておりますので、2次質問の内容を考えたいと思います。事前にメールで内容の調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大原委員 追加でいいますと、ゴミムシは地表徘徊性ですので、風車による影響というのは多少あるかもしれませんが、それほど大きくないと思います。そう考えると、やっぱり何も調査されていないというところから始まると思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○押田委員 皆様がいろいろと言われている濁水や土砂の流出の件です。

資料 1-1 の質問番号 3-20 のサロベツ原野への影響というのが少し気になっています。20 キロメートル以上の流路長があることから影響はないと考えていると言いつているのですが、影響のあるなしを評価していくことになるのかならないのかという点をお尋ねいただければと思います。また、現時点でこの質問についてこれ以上のご説明がありましたら教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（道場主任） 質問番号 3-20 のサロベツ川についてかと思っておりますが、こちらで把握している情報はいただいた回答で全てとなります。実際に具体的な基準や根拠はないのかについて、こちらの1次質問への回答に突っ込むような形で2次質問で改めて確認してみたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○押田委員 お願いいたします。

20 キロメートルあれば大丈夫というようにも取れるのですが、何か根拠があれば教えていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんでしょうか。

○桂委員 今まで水の濁りや土砂流出の話が結構出ているのですが、図書の最初のほうにある地形図などを見ると、地滑りの跡みたいなものが結構あったり、地滑りが起きやすい地質とされているものが結構広がっているようなので、こういうところに風車を建てると、また土砂流出が激しくなるのかなとちょっと懸念しています。地滑りの可能性がある場所については、地形図を見てもぼつぼつとありますし、地理院の地形図のレベルでは見えないものまでを含めると結構あるのではないかなという気がしています。その辺は、かなり綿密に現地を見ないと安全だと言える場所を絞るのは結構難しいかなという気がしていますので、次の質問で確認していただければと思います。

○事務局（道場主任） 今の意見について承知いたしました。こちらでも確認をしたいと思っております。今、私が見ているのは56ページの表層地質図でして、区域の中に結構入っている

のは、6番の砂岩泥岩互層や7番の砂岩、9番の泥岩なのですが、この中で地滑りが起こりやすい地質というのはどれになりますか。

○桂委員 特に泥岩ですね。しかも、第3紀と書いていて、これは、最近、十分固結していない地滑りの起きやすい地質としてよく出てくるものなのです。そういう地域がかなり広くありますし、実際に地滑りが起きた跡も見えるので、それを確認したいなと思っています。

○事務局（道場主任） 承知いたしました。こちらについての2次質問を作成したいと思いますので、後ほどメール等で内容を確認していただけると幸いです。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 先ほどの総合的な評価のイヌワシとクマタカのことに関してです。

今、図書を見返すと、イヌワシは文献上では確認されていないのですが、その辺も含めて大丈夫なのかということ指摘していただけますでしょうか。もうちょっとというと、枝幸研究に枝幸町の神威岬でイヌワシが確認されているという報告が載っています。実は、これは私が見たものなのですが、越冬していたのですよね。ですから、そういった地域の文献なども含めてチェックしてくださいということ指摘していただけますでしょうか。

○事務局（道場主任） そちらの件について承知しました。イヌワシが後ろのほうに出てきているものの、本文では確認できないので、整合が取れていないところがあるということ、また、枝幸の文献ではイヌワシの確認が報告されているということでしたので、事業者の認識も含めて確認してみたいと思います。もし可能であれば、地域の文献にイヌワシの情報が載っていたというものを後ほど教えていただけるとありがたいのですが、よろしいでしょうか。

○先崎委員 承知しました。よろしく申し上げます。

○露崎会長 文献に関しては、植物も、資料の38ページを見ると、たった12本ですよね。また、ありきたりな文献ばかりで、これでいいのかという疑問がないわけではないので、それも併せて聞いていただけますか。

○事務局（道場主任） 分かりました。植物の文献についても併せて確認したいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご質問やご意見等がないようですので、本議事についての審議は終了いたします。

続きまして、これより議事（2）に移ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）黒松内町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、事業概要の説明を行いますので、（仮称）黒松内町風力発電事業の黄緑色の図書をご覧ください。

表紙に記載がございますとおり、事業者は先ほどの事業と同じくジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社となっております。

本配慮書は9月22日付で受理をし、本審議会には9月26日付で諮問をさせていただいております。なお、知事意見は事業者から翌年の1月31日までを期限として求められており、縦覧期間は9月22日から10月24日までとなっております。一般意見の募集も10月24日までで、現在は終了しております。

まず初めに、事業内容についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

事業実施想定区域は黒松内町に位置しておりまして、区域の面積は約1,321ヘクタールであり、関係町は黒松内町、長万部町、寿都町となっております。

また、9ページから17ページにかけて事業実施想定区域の設定に係る考え方が示されておりまして、まず、丘陵地に検討エリアを設定した上で、風況や住居、また、自然植生や既存道路の状況等を踏まえながら、事業実施想定区域を設定したとされております。

次に、19ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が約117メートルから約136メートル、風力発電機の高さが約143メートルから約180メートルとなっております。なお、変電施設等についての詳細は未定であるとのことです。

次に、24ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてですが、多くの他事業は区域より北側でございます。比較的近い事業ですと、寿都町が行っております4事業と島牧ウインドファームの既設の風力発電所のほか、7月頃まで皆様にご審議をいただいております島牧ウインドファーム事業をはじめ、月越原野風力発電事業、北海道（道南地区）ウインドファーム島牧が計画中の事業となっております。

また、事業実施想定区域から距離がより離れた位置にございますが、島牧沖での洋上風力事業が3件と後志風力発電所、そして、区域の南側には、こちらも8月頃まで皆様にご審議をいただいております今金町住吉宮島風力発電事業が計画されております。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について順に説明してまいります。

まず、動物についてです。

65ページをご覧ください。

区域及び区域周辺は、生物多様性保全上重要な里地里山であるブナ北限の里「黒松内」となっております。生物多様性保全上重要な里地里山というのは、環境省が豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境として選定したものでございまして、地域における暮らしや営み、保全活動等の取組を通じて守られてきた豊かな里地里山を広く知っても

らうことを主目的としておりまして、規制や義務を発生させるものではありませんけれども、生物多様性保全上重要な地域であることが示されております。

また、1枚めくっていただきまして、67ページをご覧くださいまして、区域及びその周辺がノスリの渡り経路となっていること、また、77ページには夜間の渡りルートが存在することが記載されております。

ページを少し戻っていただきまして、75ページをご覧ください。

環境省のEADASのセンシティブティマップにおいて区域に注意喚起メッシュの該当はございませんが、少し戻っていただきまして、71ページをご覧くださいまして、ハククマの生息が確認されております。

次に、植物についてですが、82ページの現存植生図と85ページの植生自然度を併せてご覧いただければと思います。

区域内には、植生自然度10でありますササ群落Ⅳや植生自然度9でありますチシマザサブナ群集(Ⅳ)、ヤマハンノキ群落等が存在しております。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場につきまして、98ページをご覧ください。

本図から区域内の北端部分及び南側の東西の両側にそれぞれ保安林区域が存在していることが分かります。

次に、景観についてです。

102ページをご覧ください。

こちらは景観資源の状況についての図ですが、区域から見て南西側に黒松内岳がございます。

また、ページが大きく飛びますけれども、260ページの表とその隣の261ページの図を併せてご覧ください。

表には、主要な眺望点における眺望方向や眺望対象、事業実施想定区域との距離と風力発電機の垂直見込み角が、図には、各眺望点の位置とその眺望方向、風力発電機の可視領域と垂直視野角が1度以上となる範囲が示されてございます。垂直見込み角が最も大きくなる眺望点は黒松内岳でございまして、約16.7度となっております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場の状況についてです。

ページが戻りまして、108ページにまとめられておりますが、全て区域の外に位置していることが記載されております。

次に、住居等の位置につきまして、130ページをご覧ください。

地図上に置かれた紫色の点が住居等を表しております。また、1枚戻っていただきまして、129ページには、配慮が特に必要な施設として、学校や診療所等の位置が示されております。

197ページの表4.3-3におきまして、道路拡幅以外の可能性がある事業実施想定区域からの距離別にこれら各施設及び住宅等の分布状況が示されておまして、学校等の配慮が特に必要な施設は区域周辺の2キロメートルの範囲には存在していませんけれども、住宅

は1キロメートルから2キロメートルの範囲内に90戸存在していることが示されております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

またページが少し戻りまして、190ページをご覧ください。

こちらは選定の表となっております。影響要因の区分の工事の実施による環境影響につきましては方法書以降の取扱いの手続において取り扱うとの考え方から、今回は選定されてございません。

土地又は工作物の存在及び供用につきましては、陸上風力発電事業に係る一般的な項目の中で、地形、地質のみが選定されておりましたが、これは、重要な地形及び地質が事業実施想定区域内に存在していないことから選定していないということでございます。

また、1枚めくっていただきまして、192ページからは、調査、予測及び評価の手法について選定された環境要素の区分ごとにまとめられておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

そのほか、223ページから225ページは動物に関して、また、240ページは植物に関して、専門家等への意見聴取の内容が記載されております。専門家からは、一例ですけれども、北限であるブナの生育状況に留意することとの意見が付されております。こちらも、適宜、ご参照をいただきますようお願いいたします。

最後に、268ページから271ページをご覧ください。

こちらはそれぞれの項目の評価結果を整理した表となっておりますが、景観における直接改変及び人触れの場合におきましては、直接的な改変が生じないため、重大な影響がないものと予測されているほか、その他の要素については、影響が生じる可能性があるとして予測されるけれども、重大な影響は回避または低減することが可能であると評価されております。

以上が事業の概要の説明となります。

次に、事務局から本事業の図書について行った1次質問を資料2-1にまとめてございますので、幾つか紹介してまいります。

まず、2ページの質問番号3-1をご覧ください。

関係市町村は、黒松内町、長万部町、寿都町となっておりますが、島牧村及び今金町はどのような経緯で関係町村としないこととしたのかを質問しました。これに対して、事業者からは、島牧村及び今金町に対しては、事業概要や区域、眺望点や可視領域等を説明し、相談を行った上で含めないこととしたとのことでした。

次に、同じページの質問番号3-5をご覧ください。

事業実施想定区域の周囲には黒松内のフットパスのコースがありまして、その中の西沢コースが道路拡幅区域と隣接しております。隣接しているというのは、図書の6ページを見ていただくと分かりやすいかと思うのですが、①から③の数字のところは道路拡幅区域の始点であります、その部分を経由するような形でフットパスのコースが延びていると

ということです。そのほか、資材の輸送ルートとも重複するため、人と自然との触れ合いの活動の場として選定する必要があるかを質問しております。これに対して、事業者からは、方法書手続前に改めて黒松内町にヒアリングを行い、最新の状況を把握した上で選定の検討を行うとのことでした。

次に、最後の4ページに行きまして、一番上の質問番号4-7をご覧ください。

重要里地里山のブナ北限の里「黒松内」について、区域全域に指定が及んでいることを踏まえ、どのような影響の回避が可能だと考えているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、事業実施想定区域は、黒松内町生物多様性地域戦略において生物多様性の保全を優先した土地利用を進める森林地域に該当するため、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討することで、影響を回避または低減できると考えているとのことでした。

次に、その下の質問番号4-8をご覧ください。

こちらにもブナに関する質問ですが、植物の観点から、専門家の意見や黒松内町が重要里地里山となっていることを踏まえて、植生自然度8以下のブナ林についても留意する必要があるのかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、専門家からのご指摘を踏まえ、現地調査においてブナの優占する群落の分布状況に留意して調査を行うとのことでした。

最後になりますが、その下の質問番号4-9の①、そして、質問番号4-10をご覧ください。

景観についてですが、黒松内岳を眺望点として考えたときに、最大垂直見込み角が約16.7度と非常に大きく、周囲の景観とは調和し得ないとされていることについて、影響の低減をどのように図るのかを質問したほか、黒松内岳は、山頂だけでなく、広がりを持つ景観資源であるとも考えられることから、事業による直接的な改変を受ける可能性があるのではないかと指摘し、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、フォトモンタージュの作成等により眺望景観を確認しつつ、配置等による影響の低減を図っていく、また、景観資源としては斜面も含むものとするが、各眺望点によって視認範囲が異なっており、その範囲を一概に定めることは難しいため、各眺望点からの視認状況を考慮しつつ、風車配置等の検討をするとのことでした。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定についてですが、先ほどの事業と同様に、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼をさせていただきたいと考えてございます。後ほどメールにて依頼をさせていただくことになるかと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をよろしくお願いたします。

○澁谷委員 現地の特にブナ林の現状がよく分からないので、質問がしづらいところもあ

るのですが、風力発電機を設置するに当たっては、基本的に、道路を設置したり、風車の敷地で伐開をしたりということが出てくるはずですよ。そうすると、開いてしまった部分からちょっと時間をかけて、要は、緩慢に周囲の残された樹木に対する影響が出てくるというのはよくある話なのです。具体的には、広葉樹ですと、伐開されたところと隣接するような木が上のほうからだんだん枯れてくるという影響が出てくるのです。進み方が緩慢で、数年単位で影響が出てくるため、森林への影響については非常に評価しづらいのです。そういう緩慢に進む影響についての評価をぜひ考えていただきたいので、その辺についてお聞きしていただければと思います。

特にブナを中心とした里山地域として指定を受けているところなので、事業を行ったことにより森林の樹木の枯損が進んでしまうと非常に問題になると思います。そういう影響について事業者に聞いていただければと思います。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。2次質問にて質問をしたいと思います。

1点確認させていただきたいのですが、風力発電事業というのは、今回の事業に限らず、森を切り開くような計画が多いかと思います。今回は、先ほど委員もおっしゃったとおり、黒松内町のブナ林は非常に重要であるということと関連づけて、皆伐されることによって、切ったところだけではなく、そこから乾燥などの影響が長いスパンで広がっていく可能性があるのではないかというような趣旨でよろしいでしょうか。

○澁谷委員 森林を伐採したとき、特に、ある程度まとまった面積を伐採すると、必ず起こる影響ではあるのですよ。ですから、本当は全ての場所で十分に留意しなければいけない影響なのですが、実は、評価、予測をする手法もあまりないのです。予測できないので、起きてしまってもしょうがないねというふうに見ているしかないのです。このブナ林がどういう状況なのかはよく知らないのですが、非常に多方面においてネガティブな影響が顕在化してくるであろうと思われるので、まずはその評価、予測についてどのようにお考えかを聞いていただければと思います。

これは一般論でして、そんなことを言い始めると、全部に対してこれを言わなければいけなくなってしまいますし、しかも、評価、予測の方法が全然分からないといえますか、確立したものが無いのです。ただ、今回の場所においてそういうネガティブな影響が出ることは割と大きい問題だろうと思いますので、まずはお聞きしていただきたいということです。また、そういう問題が起り得るのだということ認識してもらいたいといえますか、認識してもらわなくてはいけないなと思って、今、発言をさせていただきました。

○事務局（菅原主任） それでしたら、そのような意図で質問をさせていただきたいと思います。文面等について改めてご相談をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○押田委員 図書の223ページの専門家への意見聴取のところで、コヤマコウモリのお話が出ています。道南では、以前、たしか上ノ国で問題になったと思うのですが、固有

種のコヤマコウモリが5匹か6匹、バットストライクで死んでいるのが確認されたという報告がありましたよね。上ノ国とは少し離れているのですが、黒松内ぐらいまでの植生の構成なんかを考えたとき、コヤマコウモリがすめる何かがあった場合には問題になる可能性があるかなと思います。

ただ、事業者の対応を読みますと、すごくあっさりとした返答になっているのですよね。ですから、道南にはコヤマコウモリみたいな固有種も生息していて、これまでバットストライクで死んでいる個体もいるということを念頭に置いて調査をしていただけるといいかなと思います。

○事務局（菅原主任） こちらも2次質問で改めて事業者に見解を確認しようと思います。よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 先ほどのブナのところですけれども、事業者は、自然度8以下のところにブナが生えていたときにどう扱うかという質問に対して答えていないと思うのですよ。専門家に、植生自然度8以下のところにブナが生えていた場合に、それが将来的にブナ林になるようなものだったら残すべきか、どうやって調べるのかという質問をしています、その専門家意見に生育状況をよく確認することと書いてあるのはそういう意味だと思うのですよね。ですから、特にブナに関しては、いろいろところでそういうことを確認して、残す残さないを決めてほしいということをお願いしてもらえると嬉しいかなと思います。

○事務局（菅原主任） 事業者回答にある優占する群落の分布状況では不十分で、生育状況、例えば調査をして、株が確認できたとき、それが拡大する可能性があるのかどうかというところまで踏み込んで、ちゃんとブナ林の保全に考慮してほしいという意図でよろしいでしょうか。

○露崎会長 はい。その辺が8以下という意味になるとは思いますし、要するに、ちゃんとしたブナ林になっていけば9か10になるのですよね。8以下のところというのは暗にブナが優占していないところも含まれているわけで、その扱いをちゃんとしてくれると、ここはいい場所ではないかと思ひますので、お願ひします。

そのほかにご質問やご意見等はございませぬか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、議事（3）に移ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）北海道石狩市洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 事務局の下田です。よろしくお願ひいたします。

本事業につきましては、石狩市沖の一般海域で計画されております洋上風力発電事業です。いわゆる再エネ海域利用法の促進区域を活用予定の事業となっております、本海域

では 11 件目の事業となっております。

まず、薄い赤色の図書及び資料を用いて事業概要の説明を行っていきます。

事業者は、表紙に記載がありますとおり、住友商事株式会社です。

本配慮書は 10 月 12 日付で受理をし、本審議会には 10 月 13 日付で諮問をさせていただいております。縦覧期間は 10 月 12 日から 11 月 17 日まで、一般意見の募集も同じく 11 月 17 日までで、知事意見は事業者から令和 6 年 2 月 29 日を期限として求められております。

それでは、図書の 2-2-1 ページをご覧ください。

こちらは、発電所の出力等の記載となっております。総出力は最大 100 万キロワットで、図書には 1,000 メガワットとございます。単機出力 1 万 5,000 キロワットから 2 万キロワットの風力発電機を最大 67 基、洋上に設置する計画となっております。

次に、その下の 2.2.4 が区域及び面積等の概況となります。区域の図は隣の 2-2-2 ページにございますので、併せてご覧ください。

事業実施想定区域は、石狩市及び小樽市の沿岸から 2 キロメートルから 5 キロメートルの離隔距離を取りまして、水深 40 メートル程度の沖合までの範囲で、面積は 3 万 6,350 ヘクタールとなっております。

次に、少し飛びまして、2-2-21 ページをご覧ください。

本事業の風車の基礎構造は着床式が想定されており、海水面からの風力発電機の高さは最大で 300 メートル程度とされています。

次に、2-2-24 ページから 2-2-25 ページをご覧ください。

稼働中及び計画中の風力発電所は、合計で 26 件ございます。2-2-26 ページから 2-2-29 ページにこれらの事業が図で示されていますので、併せてご覧ください。2-2-27 ページから 2-2-29 ページにかけての図に示されているのが石狩市沖における洋上風力発電事業ということになります。

続きまして、事業実施想定区域の検討フローに移っていきます。

ページが少し戻りまして、2-2-6 ページをご覧ください。そちらに選定フローが載っております。

社会的条件といたしまして、まず、先ほど申しました再エネ海域利用法について記載されておりまして、有望な区域とされています石狩市の沖合の海域を検討対象エリアとして設定したとされております。

事業性では、風況条件及び水深とされていまして、こちらは、次の 2-2-7 ページと 2-2-8 ページに図が示されております。

続きまして、既存施設及び海域利用等への配慮としまして、漁業権の設定状況及び船舶の通航状況とありますが、2-2-9 ページ及び 2-2-10 ページにその設定範囲が図で示されていまして、事業実施想定区域には漁業設定区域の一部及び石狩湾海域協定航路の北航路が重複することが確認されています。

続きまして、法令等による制約を受ける場所については、次の 2-2-11 ページから 2-2-

14 ページにその結果が図で示されております。

さらに、環境保全上留意が必要な場所を確認した結果についてですが、次の 2-2-15 ページに藻場と特定植物群落、マリン IBA について記載されています。マリン IBA につきましては、天売島を中心に設定されたエリアが事業実施想定区域と一部重複しております。

2-2-17 ページ及び 2-2-18 ページには学校、医療施設、福祉施設、住宅等の位置が示されておりまして、風力発電機の設置区域は海岸線から 2 キロメートルより遠くに設定されております。

次に、2-2-19 ページでは石狩市が定めている風力発電ゾーニング計画書のエリア設定を確認しておりまして、事業実施想定区域と一番濃い赤色の環境保全エリアの一部が重複しております。

続きまして、第 3 章の区域及び周囲の概況について、一部ですが、簡単に説明いたします。

まず、3-1-1 ページに、事業実施想定区域周辺における自治体として、石狩市、札幌市、小樽市及び当別町が挙げられており、これらの市町村を関係自治体としております。

本図書では、事業実施想定区域周辺における自然的状況及び社会的状況については、事業により想定される環境影響を踏まえて、事業実施想定区域となる海域の沿岸の石狩市及び小樽市を基本としておりますが、風力発電事業の事業特性から、景観と人と自然との触れ合いの活動の場の状況については札幌市と当別町についても併せて整理したとされています。

そのほかの内容につきましては、当海域ではこの事業が 11 件目ということであり、先行します事業と調査の範囲や対象が共通しておりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

続きまして、第 4 章の調査、予測及び評価について説明いたします。

項目の選定について、4-1-2 ページをご覧ください。

選定項目につきましては、騒音と風車の影、動物、植物、景観で、ほかの洋上風力発電事業と同様の選定結果となっております。細かい項目ごとの説明については省略させていただきますが、評価結果及び方法書以降における留意事項は 4-4-1 ページからの表に項目ごとにまとめられております。

いずれも、区域と住居との離隔距離、動植物の生息状況や重要な生息地との重複状況、眺望点からの風車の見え方等を予測し、重大な環境影響がない、または、重大な環境影響が生じる可能性はあるが、それぞれの項目について事業者が実行可能な範囲で考慮する、もしくは、必要に応じた環境保全措置等を検討することにより、重大な環境影響を回避または低減することができる可能性が高いと評価しています。

事業概要については以上となります。

続いて、1 次質問と回答について、資料 3-1 を用い、簡単にご説明いたします。

まず、2 ページの質問番号 2-6 の①をご覧ください。

石狩市の風力発電ゾーニング計画書の環境保全エリアが存在することから、今後の検討においてゾーニングで用いられた情報や配慮事項について精査を行い、石狩市と調整の上、必要に応じて保全措置を講じると凶書に記載されていますので、石狩市との現在までの協議、調整等はどのように行っているかについて質問をしました。これに対して、事業者からは、石狩市の環境課と2022年9月及び2023年7月に協議を行っており、事業実施想定区域内の岸側の海域は、環境保全エリアに重複しているものの、ゾーニング計画書作成後に関係者との間で一定の調整が図られたことから、現在は有望な区域として整理されているとの話を伺ったとのことです。

続いて、4ページの質問番号4-4をご覧ください。

環境影響評価項目に水中音が選定されていないことから、環境省の報告書を引用して配慮事項としての選定に対する事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、現時点で信頼性が確保される知見が確立されていないことから配慮書においては評価項目としていませんが、方法書以降の手續において、海中音の計測手法・評価手法のガイダンス等の知見、専門家による助言等をいただきながら調査を行い、予測、評価を行うとのことです。

続きまして、その下の質問番号4-5をご覧ください。

水域の生態系について、場の消失の影響だけでなく、構造物の設置等に伴う水の流れの変化等による影響について、環境省の技術ガイドを引用して生態系の項目を選定し、ガイドに基づいて可能な範囲で予測、評価を行うべきであること、専門家ヒアリングにより動物の生息に重要な海域を把握するなどして手法を検討し、予測、評価を実施するべきであることについて事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、海域における生態系については、経済産業省の発電所に係る環境影響評価の手引において、海域の生態系については、種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いことから参考項目として設定しないとされていることから配慮書段階では評価項目としておりませんが、方法書以降の段階において評価項目とし、専門家ヒアリングによる助言をいただきながら適切な手法を検討し、水の流れや水の濁り等の調査・予測結果とともに、予測、評価を行うこと、また、水中温による海域生態系への影響についても、水中音の調査・予測結果を基に、専門家ヒアリングによる助言をいただきながら、先行する諸外国の事例等を参考として検討いたしますとのことです。

以上、簡単ですが、1次質問とその回答についての説明とさせていただきます。

委員の皆様には審議会終了後に2次質問をお願いいたします。改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

○先崎委員 1次質問とは関係ないのですが、この事業地の沿岸の陸地ではアカモ

ズが繁殖しています。これは絶滅が危惧される極めて貴重な種類です。この事業で、陸から何かを運んだり、陸地に資材置場などをつくる場合にはアカモズの生息に配慮していただきたいので、それに対して専門的なヒアリングをしたり、どうやって対策を取っていくのかをこの時点でお聞きしていただきたいと思います。

○事務局（下田主事） その件については2次質問で対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

○先崎委員 それにちょっと関連して、海の上の渡り鳥についてです。陸域の鳥に影響はあるかもしれないけれども、可能な限り影響を低減できると評価すると書いていますよね。ただ、海の上を渡るアカモズのような鳥への風車による影響をどうやって調査して評価するのか、私はすごい疑問です。まだ配慮書の段階ですが、それも聞いていただけないかと思います。

○事務局（下田主事） 2次質問で対応していきたいと思います。具体的な文言等はメール等で後ほどお伺いするかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 最後に、もう一点です。

質問番号4-7の②のアビ類の話、もしくは、質問番号4-9のウトウの話かもしれないですけども、重要なカモメ類が結構いまして、例えば、日本の絶滅危惧種であるウミネコやオオセグロカモメ、また、IUCNのレッドリストに載っているミツユビカモメなどがこの辺をたくさん利用しているのです。何が言いたいかというと、繁殖と渡りの双方がいて、オオセグロとウミネコに関しては双方いて、ミツユビカモメは渡りだけかもしれないですけども、とにかくたくさんいますので、これらへの影響もしっかりと評価していただきたいということを確認していただけますでしょうか。

○事務局（下田主事） 確認いたしますので、後ほどよろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等をよろしくお願いいたします。

○大原委員 先ほどと同じく、昆虫については北海道環境データベースで3,049種の記録があるということで、資料編の資-13にそのデータベースが出ているのですが、これもどういう検索をかけたのでしょうか。先ほどの事業では、黒松内町で検索をかけて結果がこうだと出ていたのですけれども、これはどういう検索をかけたのかが分からないので、それが分かればと思いました。

また、地上と風車をつなぐ場所があるのですか。もしあるとすると、海浜性の昆虫にも結構影響があると思います。先ほどモズのお話もありましたが、そういった場所での詳しい調査もしていただければと思います。

○事務局（下田主事） 2次質問で伺います。後ほど細かい文言等についてお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、そのようにいたします。

そのほかにご質問やご意見等をございませんか。十何件目となり、規模がだんだん大きくなったりしているので、確認の意味も込めて質問等をございましたらよろしくお願いいたします。

ます。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ご意見やご質問等がないようですので、これもちまして本日の議事を終了したいと思います。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局(石井課長補佐) 皆様、本日は、三つの諮問案件についてご審議をいただき、ありがとうございました。

今回の令和5年度第7回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、12月13日水曜日の午後の開催を予定しております。

なお、同日は、審議会に先立ち、午前中に環境省の主催による環境影響評価に係る審査関係者の意見交換会を実施いたします。

審査の在り方について明治大学の柳憲一郎名誉教授から、また、配慮書に係る課題、生態系における課題を中心として兵庫県立人と自然の博物館の三橋弘宗主任研究員からお話をいただき、その後にアセス審査に関して環境省担当者や講師の方との意見交換を予定しております。いずれも詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それから、年明けの1月から3月の審議会の開催につきまして、皆様にご予定をお伺いするご連絡を差し上げておりますので、こちらへの返信についてもどうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了したいと思います。

お疲れさまでした。

以 上